

令和2年
2/1施行

ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、

- 消防法で
- ① **顧客の本人確認**
 - ② **使用目的の確認**
 - ③ **販売記録の作成**

を行うことが義務づけられています。



※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。
(緊急時は110番)



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



消防庁

警察庁

本改正に関する詳しい情報は
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>



令和2年
2/1施行

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認** (運転免許証の提示など)

② **使用目的の確認** を行うとともに、

販売記録を作成することが義務付けられています。



⚠️ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠️

灯油用ポリ容器 ガソリン携行缶



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

! 噴出注意!

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



本改正に関する詳しい情報は
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>

